都追府県・ 政令指定都市名 京都市

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課(室)名	文化市民局 共同参画社会推進部 男女共同参画推進課
担 当 職 員 数	7 人 (専任 7 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	京都市男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日 · 根 拠	昭和 56 年 4 月 24 日 根拠: 京都市男女共同参画推進会議規則
長 の 役 職	副市長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称	京都	市男女	共同都	多画著	F議会	:						
設	置	年	月	日	平成	16	年	4	月	1	日					
構		成		員				12	2	人	(女性	8	人 、男性	4	人)	

4 男女共同参画に関する計画

計画期間					平成	23	年	4	月	~	33	年	3	月
名 称	きょうと	男女共同参画	重推進プラン	ノ(第4次京	都市男女	共同参画	計画))						
改定・見直しの予定時期	平成	年	月	日	0 ←	・未定の場	易合はO	をつけ	ナてくた	ごさい 。				

5 男女共同参画に関する条例

カススロショに因する末内														
有の場合	名			称	京都	市男:	女共同	多画	推進	条例				
	公	有	ī	日	平成	15	年	12	月	26	日			
	施	ŕ	ī	日	平成	15	年	12	月	26	日	(一部	平成16年4月1日)	
	改	1	Ξ	日	平成		年		月		日			
	改	Œ	内	容										
	5	女正が予	定され	ている場	合、改正	予定	時期:		平成			年	月	
無の場合	í	制定等に	ついて	検討中(あ	れば、具体	体的に)								
※ どちらかに〇を つけてください。	特に検討していない													

		_		_													
罫議 会	美等委員	への女	性の登り	用 調査問	寺点コード	1	平成24	Ⅰ年4月	1日	2 4	·成24:	年5月1	日 ③	その他:	平成24年3	}月31E	3
	目	標	値	22 年	度まで	35	%		4	年度ま	きで		%	:	年度まで		%
	根		拠	きょうと男女	共同参画推	進プ	ラン(第	4次京	都市	男女扌	も同参	画計画)				
対象	象となる審	露議会等(の範囲														
目	標の対象	である審調	議会等に	調査時点コ·	-F	3	審議	会等数	(163)	うち	女性委	員を含む審議	会等数(160)
お	ける登用物	犬況 		延総	委員等数	(3,121) <u>页</u>	正女性	委員	等数	(1,01	10)	女性比率	(32.4)	
	うち法律さ	または政令	に基づく	調査時点コ·	_ <u>F</u>	3	審議	会等数	((36)	うち	女性委	員を含む審議	会等数 (36)
	審議会等	における登	₹用状況	延総	委員等数	(1,423) 延	延女性	委員	等数	(41	7)	女性比率	(29.3)	
		より地方公		調査時点コー	-F	3	審議	会等数	((16)	うち	女性委	員を含む審議	会等数 (16)
	かなければける登用状	ならない審 況(*)	- 議云守	延総	委員等数	(1,015)	正女性	委員	等数	(26	1)	女性比率	(25.7)	
地方	自治法(第	第180条の	5)に基	調査時点コー	_ <u>F</u>	3	委員	会等数	(6)	うち	女性委	員を含む審議	会等数 (4)
づく妻	き員会等に	における登	:用状況	延総	委員等数	(68) _ 页	延女性	委員	等数	(10)	女性比率	(14.7)	
E	標値以外	外の目標	設定														
	人材名	簿作成 <i>0</i>	の有無	有〇	(公表			非公表	₹ O)	• \$	無		作成予定有	Í		
女性	人材名	簿が有る	5場合	掲載人数		620		人	(平月		23	年	3	月現在)			
登				人材育成事業の	実施の有無	#			7	有			無(0			
用方	7.	•	144	委 員 の 公	募				7	有	0		無				
策	そ	Ø	他	その他(委	員の委嘱時	にお	ける, 男	女共同	司参画	í推進	課長╱	►の事育	竹協議(の実施)

^(*) 平成24年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの (参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況 ※該当する時点の番号に〇をつけてください。

(1)管理職の1	生職状況	調査時点コー	ド ① 平成24年4	4月1日 2 平成24	4年5月1日 3	その他:平成	年月 日
		 管理職総数			女性	生管理職の内訳	,
		日土坝心双	うち女性管理職数	女性比率	部局長クラス	次長クラス	課長クラス
		(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)
		(A)	(B) = (C+D+E)	(B/A)	(C)	(D)	(E)
本庁	計	559	39	7.0	1	6	32
本门	うち一般行政職	414	27	6.5	1	4	22
支庁・地方	計	572	69	12.1	5	12	52
事務所	うち一般行政職	327	39	11.9	5	5	29
全体	計	1,131	108	9.5	6	18	84
土体	うち一般行政職	741	66	8.9	6	9	51
再掲	警察本部	_	_		_	=	=
113 (E)	教育委員会	75	4	5.3	0	0	4

(2)女性公務員の採用状況		平月	23年4月1日~24年3月31日
		総 数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
	上 級	257	81	31.5
	うち 警察本部		I	-
	中 級	82	40	48.8
	うち 警察本部	_	П	-
	初 級			
	うち 警察本部	_	_	_
	全 体	339	121	35.7
	うち 警察本部		<u> </u>	_

(3)女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに〇をつけてください。

- 1. 女性の採用目標の設定 具体的目標(
- 2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的目標(
- 3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定
- 4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置
- 5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置
- O 6. その他 (内容: (消防局)交替制勤務となる救急及び指令管制業務への配置や女性職員の救急課程及び救急救命士養成) 課程の受講をさせるなど、職域の拡大を図る。

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	京都市男	女共同	多画センタ-	_				愛称•道	直称	ウィングフ	く京都		
設置年月日	平成	6 年	4	月 1	日			施設形	態		単独施設	0	複合施設
	郵便番号	号: 604	1-8147		住点	听: 京都市	中京区	東洞院通	六角下	る御射山	」町262番地		
所在地等	電話番号	号: 075	5-212-7490)			F	AX番号:	075-	-212-746	0		
	ホームペー	−ジ: htt	p://www.w	ings-kyc	to.jp/								
	1. 施設管	_	· 直営(担当)
		0	指定管理	者(名称	: 公	益財団法人	京都市島	男女共同多	多画推	進協会)
			その他()
管理·運営主体	2. 事業道	軍営	直営(担当	部局名	:)
※1~2について、該		0	指定管理	者(名称	: 公	益財団法人	京都市男	男女共同都	多画推	進協会)
当するものにOをつ け、記入してください。			その他()
職員数	常勤	12	人、	非常勤	3	人	予算	車額	平成	24年度	186	,416	千円
	* 実					を記入して	ください。						
主な事業	O 1.		発(主な事			誌等の発行)
	O 2.		主な事項:	-		参画講座の)
男女共同参画・	O 3.		業(主な事			,専門相談,		談)
女性に関する もの	0 4.	117.15	*********			賢料等の収集	長∙提供)
	O 5.		!理(主な事		き情受付	,)
	O 6.		進(主な事			・フォーラム)
	7.					(主な事項:)
	8.		流・海外派				進成には	ロナッ次	10 A	\+ C	5の間交)
	O 9.		「究(主な事			参画を学ぶ)
	O 10.	その他	(主な事項	: 1	未育事業,	,女性の就到	€を文援	する講座、	女性	の健康管	理を支援して	こいくた	めの講性)

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

ĺ	名 称	公益財団	団法ノ	人京都	市男女	共同都	多画推	進協会	基金·基	本財産額	50,000	千円
	設置年月日	平成	5	年	5	月	24	日	出資者		京都市	

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに〇をつけてください。

-) 1. 民間団体の組織化((2)へ)
 - 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
 - 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
 - 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
 - 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
 - 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
 - 7. その他 / 主な事項:

→(2)民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協	0	有 名称等: 京都市男女共同参画市民会議運営委員会	加盟団体数	9団体
議会等の有無		石	会 員 数	17人
地方公共団体からの 助成・委託事業実施の		有		
有無	0	無		
	0	1. 定例会議(情報交換会等)の開催		
活動内容		2. 機関誌の発行		
※実施しているものに		3. 広報啓発パンフレット作成		
※美施しているものに Oをつけてください。	0	4. その他 (内容:市民等による学習・意見交流の場として設置して 会議」の企画,運営	いる「京都市男女共同	参画市民

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものにOをつけてください。

- 1. 担当者連絡会議の開催
- 2. 市町村職員研修会の開催
- 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
- 6. 補助金等の交付 / 名 称 ÷
 - ^し交付先 ÷
- 7. その他 / 内容:

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
- 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2)女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 / 内容:

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	23年度予算 (千円)	24年度予算 (千円)	備考					
関係予算総額(施設整備費を除く)	242,547	254,928						
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.0325 %	0.0345 %						
男女共同参画・女性のための施設整備費	1,071	0						

14 仕事と生活の調和に関する取組 ※該当するものに〇をつけてください。

(1)表彰関係 仕 関 無	事と生活の調和に する表彰制度の有 	0	有無	表彰の)対象: 質度 :	0	企業・組織 毎年	数年に1回	個人 (定期的)	0	両方 その他	
価項目への採用 関	事と生活の調和に する取組を公契約 評価項目に採用し いるか	0		いるいない	対象とな	3る入 7	札事業:	すべて		一部		

15 平成24年度実施予定事業

実施予定事業の内容							
名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期				
1. 委員会·懇話会京都市男女共同参画審議会	配偶者等からの暴力に関するアンケート	12	年4回				
2. 広報啓発・啓発誌	男女共同参画について考えるリーフレットを発行		年4回				
3. 講座・京都市男女共同参画講座	「はじめての男女共同参画講座」、大学・団体等との連携 講座、男女共同参画の視点を養う講座・講演会	約3,000名	通年				
DV被害者サポーター養成講座		30名					
4. 相談事業 ・一般相談	男女共同参画センターにおいて、女性が直面する悩みについての相談を実施		通年				
• 専門相談	男女共同参画センターにおいて,法律相談,女性に対する暴力相談を実施		通年				
• 男性相談	男女共同参画センターにおいて、男性が直面する悩みについての相談を実施		通年				
5. 情報収集・提供情報収集・提供6. 苦情処理	男女共同参画に関する情報・資料の収集・提供						
・京都市苦情等処理専門員会議	苦情等について、調査を行い、必要に応じて関係者等に 対し、助言・是正の要望等を行うもの	委員3名	年4回				
7. 交流促進 ・京都市男女共同参画市民会議 (ウィングス・フォーラム)	男女共同参画について市民全体で討議, 意見交換を行うもの	約240名	12月				
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ 9. 国際交流・海外派遣事業							
10. 調査研究調査研究	男女共同参画センターにおいて、デートDV調査の実施						
11. その他配偶者等からの暴力に関する ネットワーク京都会議	女性への暴力に関する情報交換及び市民向け啓発事業等の共催	参加機関26機関	年5回				

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に〇をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)					
平成24年4月1日現在		平成24年5月1日現在		その他:平成23年3月31日現在	0

1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*調査実施時に設置義務のある審議会等のうち、平成24年3月に内閣府で把握したものを下記に掲載しております。

		審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行って いないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1	市町村防災会議	46	3	6.5	
	2	民生委員推薦会	14	3	21.4	
	3	国民健康保険運営協議会	23	7	30.4	
	4	地方社会福祉審議会	50	14	28.0	
	5	土地利用審査会	7	3	42.9	
	6	地方障害者施策推進協議会	22	6	27.3	
×	7	公害健康被害認定審査会				
×	8	損害評価会				
×	9	地方港湾審議会				
	10	土地区画整理審議会	78	3	3.8	
	11	建築審査会	7	2	28.6	
	12	開発審査会	7	3	42.9	
	13	介護認定審査会	545	158	29.0	
	14	精神医療審査会	16	5	31.3	
	15	市町村国民保護協議会	43	3	7.0	
	16	地方独立行政法人評価委員会	6	1	16.7	
	17	感染症診査協議会	23	8	34.8	
	18	市町村都市計画審議会	28	7	25.0	
×	19	市街地再開発審査会				
	20	障害程度区分認定審査会	100	35	35.0	
		合 計	1,015	261	25.7	

2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会 又は公平委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	農業委員会	39	4	10.3	
6	固定資産評価審査委員会	12	3	25.0	
	合 計	68	10	14.7	

3 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

審議会等数	うち 女性委員を含む	延総委員等数	延女性委員等数	女性委員割合
	審議会等数	(人)	(人)	(%)
73	73	1,891	588	31.1